

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号以下「法」という。）第22条第1項及び佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則（平成22年3月30日規則第28号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の既定により佐世保市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 業務の方法

(病院の設置及び運営)

第3条 法人は、佐世保市・長崎県北地域に求められる医療を提供し、医療に関する調査及び研究、医療従事者の育成等の業務を行うとともに、地域の医療機関等々と連携して住民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター一定款（以下「定款」という。）第16条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (3) 災害時における医療救護を行うこと。
- (4) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (5) 医療に関する従事者の研修を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。

(緊急事態への対処)

第5条 法人は、定款第18条第1項の規定に基づき、市長から必要の実施を求められた

(案)

時は、その求めに応じ、当該業務を実施するものとする。

- 2 法人は、定款第18条第2項の規定に基づき、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。

第3章 業務委託等

(業務の委託)

第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると思われる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約に関しては、一般競争、指名競争、随意契約、又はせり売りの方法によるものとする。

- 2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第9条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めることによる。

附 則

この業務方法書は、市長の認可のあった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。